

ゴムの製品製造職種(成形加工作業)

| | | |
|---|--|---|
| 作業の定義 | 成形機である圧縮成形機、射出成形機のいずれか1つ以上を用いて、又はこれらを組み合わせて用いて、熱及び圧力を加えることによって型(金型)でゴム材を所定形状に加工を行う作業をいう。 | |
| 必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務) | <p style="text-align: center;">第1号技能実習</p> <p>(1)成形加工作業 ※指導者の指示に基づき作業を行う</p> <p>1. 加工前作業 ・加工機械、加工機械の付属装置、安全装置、型(金型)、作業治工具の点検及び整備作業</p> <p>2. 加工作業 ・材料供給作業 ・試し加工作業 ・成形機による加工作業</p> <p>3. 仕上げ検査作業 ・形状仕上げ作業(裁断、バリ仕上げ) ・寸法検査及び外観検査作業</p> | <p style="text-align: center;">第2号技能実習</p> <p>(1)成形加工作業 ※標準作業(作業手順書)通りに一人で作業を行う</p> <p>1. 加工前作業 ・加工機械、加工機械の付属装置、安全装置、型(金型)、作業治工具の点検及び整備作業 ・材料準備作業 ・加工条件設定作業</p> <p>2. 加工作業 ・材料供給作業 ・試し加工作業 ・調整作業 ・成形機による加工作業</p> <p>3. 仕上げ検査作業 ・形状仕上げ作業(裁断、バリ仕上げ) ・寸法検査及び外観検査作業</p> <p>4. 型の後始末作業 ・型内の汚れ除去作業</p> |
| 関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。) | <p>(2)安全衛生業務</p> <p>1. 雇入れ時等の安全衛生教育の受講</p> <p>2. 成形加工作業に必要な整理整頓作業(治工具、測定器の後片付け作業含む)</p> <p>3. 成形加工作業で使用する機械及び周囲の安全確認作業</p> <p>4. 保護具の着用と服装の安全点検作業</p> <p>5. 安全装置の使用等による安全作業(異常がある場合、上司報告含む)</p> <p>6. 作業終了後の機械、周辺の清掃作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p> <p>(1)関連業務</p> <p>1. 押し出し加工作業</p> <p>2. 混練り圧延加工作業 [混練り圧延加工作業の審査基準における第1号技能実習の業務のみとし、(注1)が付された作業については、作業の定義(注1)に記載のとおり、技能実習指導員が常時補助を行うこと]</p> <p>3. 複合積層加工作業</p> <p>4. ゴム材のディッピング加工作業</p> <p>5. ゴム材のライニング加工作業</p> <p>6. ゴム材のラッピング加工作業</p> <p>7. 注型成形加工作業</p> <p>8. ゴム製品の後処理(表面処理、塗装等)作業</p> <p>9. ゴム製品の部品組付け、組み立て作業</p> <p>10. ゴム製品の二次加工(切削、打抜き、接着、溶着、絞り等)作業</p> <p>11. 型の摩耗に対する簡単な研削作業</p> <p>12. 型、製品、材料等の運搬・保管作業</p> <p>13. ゴム製品製造に関する保全作業</p> <p>14. 金型洗浄作業</p> <p>(2)周辺業務</p> <p>1. 工場の作業環境整備作業</p> <p>2. 原材料、副資材、包装資材等の在庫管理(棚卸し)作業</p> <p>3. 製品の梱包、出荷作業</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※と同じ</p> | |
| 使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。) | <p>1. 天然ゴム</p> <p>2. 合成ゴム(イソブレンゴム、ブタジエンゴム、ニトリルゴム、スチレン・ブタジエンゴム、シリコンゴム、ウレタンゴム等)</p> <p>3. ゴム薬品(加硫剤、加硫促進剤、老化防止剤、オイル、カーボンブラック等)</p> <p>4. 関連する副資材(離型剤、金属類、繊維類等)</p> <p>5. ゴム成分の入った接着剤</p> | |
| 使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。) | <p>1. 使用する設備 圧縮成形機(トランスファー成形機、タイヤ加硫機含む)、射出成形機、計量装置、引取装置、取出し機、裁断機、穴あけ機、塗装装置、洗浄機、その他関係機械設備</p> <p>2. 使用する付帯設備 集塵機、局所排気装置、エアーコンプレッサー、温調機、金型洗浄機、ハンドリフト等</p> <p>3. 型及び付帯設備 金型、金型ヒーター、ノズル、その他関係成形治工具</p> <p>4. 使用する器具 包丁、ナイフ、電子はかり、標準分銅、チーク、かきとり棒、研磨機、レンチ、スパナ、ほうき・ちりとり、ウエス、潤滑油、ドライバ、ハンマー、センターポンチ、ハサミ、カッター、ニッパ、やすり、プライヤ、けがき針、青砥又は青粉、ペンチ、木ハンマー、スプレーガン、はけ、へら、黄銅棒、油といし、上皿天秤、台はかり、作業台、ハンドキャリパー、その他関係工具等</p> <p>5. 検査設備及び検査器具 表面温度計、ノギス、マイクロメーター、ダイヤルゲージ、スケール、ハイトゲージ、秤、金属製直尺、巻尺、品質確認用具、その他関係検査工具</p> | |
| 製品等の例(該当するものを選択すること。) | <p>1. 輸送機器用(自動車用、船舶用、鉄道用等)部品 : [タイヤ、パッキン、シール、ガスケット、防振ゴム、ワイパー等]</p> <p>2. 電気・電子機器用部品 : [ローラー、パッキン、シール等]</p> <p>3. 家電製品用部品 : [ローラー、パッキン、シール等]</p> <p>4. 機械用部品 : [ローラー、パッキン、シール、防振ゴム等]</p> <p>5. 土木・建築資材 : [パッキン、シール、免振ゴム、制振ダンパー、床材等]</p> <p>6. OA機器用部品 : [ローラー、パッキン、シール等]</p> <p>7. ガス機器用部品 : [パッキン等]</p> <p>8. スポーツ用製品 : [パワーベルト等]</p> <p>9. 雑貨 : [パッキン、シール、緩衝材等]</p> <p>10. 農業用機械 : [もみすりロール等]</p> <p>11. その他のゴム製品</p> | |
| 移行対象職種・作業とはならない業務例 | <p>1. 二次加工工程作業のみの場合</p> <p>2. 関連業務及び周辺業務のみの場合</p> | |